

第1回横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者選定委員会議事録	
日時	平成22年5月16日(日)
開催場所	横浜ラポール2階応接室(横浜市港北区鳥山町1752)
出席者	鈴木委員、沼尾委員、上甲委員、江崎委員、清水委員、柏木委員、竹内委員、岡安委員
開催形態	公開(傍聴者6名)
決定事項	・鈴木委員を委員長、沼尾委員を委員長代理に選任した。 ・横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者の選定に係る「業務の基準」を承認した。「申請要項」「評価表」「様式集」については、事務局で委員会意見を反映したものに修正し、委員長及び委員長代理の承認を受けることとした。
議題	1 開会 2 各委員・事務局紹介 3 委員会の趣旨について 4 議事 (1)委員長の選出について (2)会議の公開について (3)情報の公開について (4)今後のスケジュール(案)について (5)施設概要について (6)「申請要項」「業務の基準」「様式集」「評価表」(案)について (7)今後の日程について 5 その他 6 閉会
議事	(1)委員長の選出 運営要綱第4条2項に基づき、鈴木委員を選出しました。 運営要綱第4条4項に基づき、委員長代理は沼尾委員を指名しました。 (2)会議の公開について 運営要綱第8条第1項により、第1回会議についてはすべて公開とし、第2回会議の公開・非公開については、第2回会議の冒頭で決定します。 (3)情報公開について 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条及び第8条に基づき、本日の会議は全て公開とし、会議録を障害福祉課及び横浜市市民情報センターにおいて、1年間、閲覧に供するとともに、横浜市ホームページ上にも公表します。発言内容は公開とし、発言者の氏名は非公開とします。配布資料についてもホームページ等での公開がされるまでは非公開とします。 (4)今後のスケジュール(案)について 委員会スケジュール(別紙1)を決定しました。 (5)施設概要について 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールは、平成4年にスポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他市民相互の交流を図ることを目的とした施設である旨を説明しました。(詳細は「申請要項」(別紙2)P3、4を参照) (6)「公募要項」「業務の基準」「様式集」「評価表」(案)について 「業務の基準」(別紙3)を決定しました。「申請要項」(別紙2)「様式集」(別紙4)「評価表」(別紙5)は事務局で委員会意見を反映したものに修正し、委員長及び委員長代理の承認を受けることとしました。 【委員会意見】 ア 第2回選定委員会でプレゼンテーションを行なう人数は3名から5名以内に修正。 (理由)専門性の高い施設なので、非公募による選定となった。よって、十分なヒアリングを行なう必要があり、プレゼンテーションを行う人数が3名では説明が不十分になる懸念があるため。 イ 「様式集」目次の「2提出していただくにあたってのお願い」に注意事項を追加 (理由)標準の文字の大きさを定めることと、箇条書きにより要点を明らかにすることで、評価をしやすいとするため。 ウ 「評価表」2(4)法人の状況について、係数を1倍から2倍に修正 (理由)横浜ラポールは障害者の社会参画の場でもあるはず。よって、障害者の就労支援や雇用についての評価をより重み付けすべきと判断したため。 エ 「評価表」6自己評価について、「利用者の満足度調査の結果を業務に反映する体制」を追加。 (理由)利用者への満足度調査を、単に実施したことを評価するのではなく、利用者の意見を業務に反映させる視点が重要との意見があったため。 (7)今後の日程について 申請者からの提案書を7月上旬から中旬頃に各委員にお渡しします。 次回の委員会は御記入いただいた日程調査票をもとに調整します。  ※委員会終了後、希望者は施設見学を行ないました。(50分程度)
資料	委員会スケジュール(別紙1) 横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者「申請要項」(別紙2) 横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者「業務の基準」(別紙3) 横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者「様式集」(別紙4) 横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者「評価表」(別紙5)